資料３

関市女性人材リスト登録要綱

（設置）

第１条　この要綱は、みんなが輝くまち関市男女共同参画推進条例（平成２６年関市条例第２１号）の基本理念に基づき、さまざまな分野にわたる女性の人材を関市女性人材リスト（以下「女性人材リスト」という。）に登録し、女性の人材の情報提供を行うことについて必要な事項を定めることにより、女性の活躍の場の確保と、男女共同参画の実現を図ることを目的とする。

（実施主体）

第２条　事業の実施主体は、関市（以下「市」という。）とする。

（登録対象者）

第３条　女性人材リストの対象者は、満１８歳以上の女性で、次の各号に掲げるすべてを満たすものとする。ただし、本市の一般職の職員（会計年度任用職員を除く。）、常勤の特別職の職員、地方公共団体の議会議員及び国会議員を除く。

（１）　市内に居住、通勤又は通学する者及び市内で事業又は活動を行う者

（２）　市政に関心があり、地域の発展に熱意を持って貢献できる者

（３）　各専門分野において、見識若しくは経験のある者又は資格を有する者

（登録方法）

第４条　女性人材リストへの登録は、市、公共的団体その他市長が認める団体からの推薦によるものとする。ただし、本人の承諾を得なければならない。

２　女性人材リストへの登録を推薦しようとする者は、関市女性人材リスト登録推薦書（別記様式第１号。以下「登録推薦書」という。）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による登録推薦書の提出があったときは、関市女性人材リスト登録台帳（別記様式第２号。以下「登録台帳」という。）に登録をする者（以下「登録者」という。）に関する必要事項を登載するものとする。

（女性人材リストの活用）

第５条　市長は、次の各号に掲げる場合において、女性人材リストを活用するものとする。

（１）　各種審議会、委員会等の委員の選任にあたり情報を必要とするとき。

（２）　市の諸事業推進のため女性人材を必要とするとき。

（３）　その他市長が必要と認めるとき。

２　前項に規定する目的以外での女性人材リストの閲覧及び情報提供は行わない。

（登録の廃止）

第６条 登録者は、自己の女性人材リストの登録を廃止したい場合は、関市女性人材リスト登録廃止申出書（別記様式第３号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、登録者が次のいずれかに該当するときは、当該登録者に係る女性人材リストの登録を職権で廃止することができる。

（１）　女性人材リストの登録を営利目的に利用する者

（２）　女性人材リストの登録を政治活動又は宗教活動に利用する者

（３）　その他市長が登録者としてふさわしくないと認めた者

３　市長は、第１項の規定による申出を受理したとき又は前項の規定により女性人材リストの登録を職権で廃止するときは、速やかに該当する者に係る女性人材リストの登録を抹消するものとする。

４　前項の場合において、第２項の規定により女性人材リストの登録を職権で廃止し当該登録を抹消したときは、市長は、関市女性人材リスト登録抹消通知書（別記様式第４号）により当該登録を抹消された者に通知するものとする。

（情報の管理）

第７条　女性人材リストに登録した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の規定に基づき管理する。

２　登録台帳に登録されている事項は、定期的に更新を行うものとする。ただし、登録台帳に登録されている事項について、登録者から訂正の申し出があった場合又は市長が変更を確認した場合には、随時更新を行う。

（庶務）

第８条　女性人材リストに関する庶務は、協働推進部市民協働課において行う。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成２６年１０月１日から施行する。

附　則（令和３年１２月２８日決裁）

この要綱は、令和４年１月４日から施行する。

附　則（令和７年６月１６日決裁）

この要綱は、令和７年７月１日から施行する。

附　則（令和７年９月９日決裁）

この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。

別記様式第１号（第４条関係）

関市女性人材リスト登録推薦書

年　　月　　日

関市長　様

推薦者

関市女性人材リスト登録要綱第４条第２項の規定に基づき、以下のとおり、関市女性人材リストへの登録を推薦します。

<table>
<tr><td>ふりがな
氏名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="4">〒　　－</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td><td>ＦＡＸ番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">昼間の連絡先</td><td colspan="4">□自宅　　□その他（下欄に記入してください。）</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td><td>連絡先名称</td><td></td></tr>
<tr><td>勤務先名・住所
(市外在住の場合)</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>興味・関心を持つ分野</td><td colspan="4">□法律・政治・行政　□保健・医療・福祉　□教育・子育て
□環境・防災・地域安全　□土木・建築　□商工・労働
□農林水産　□観光　□地域振興・まちづくり
□文化・芸術　□スポーツ　□人権・男女共同参画
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>活動実績
(審議会・サークル等)</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>活動できる時間帯</td><td colspan="4">□平日午前　□平日午後　□夜間　□土曜日
□日曜日　□その他（　　）　□いつでも可</td></tr>
</table>

上記の内容について、関市女性人材リストの人材情報として登録され、活用されることを承認します。

年　　月　　日　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記載された情報は、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適切に管理し、市の審議会等の委員選考の目的のために庁内で利用しますが、それ以外の目的に使用することはありません。